

第 2 章 予防事務審査要領

第 1 節 総論

消防法施行令（以下「令」という。）別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

1 各項に共通する事項

同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

令第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第 1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、別表(A)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる同表(B)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、当該用途の管理権原を有する者と同一であること。

「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防用設備等建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持及び改修にあたって全般的に権原を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一である」とは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当していること。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 (a)及び(b)に該当していること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

「従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の 90 パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分であること。

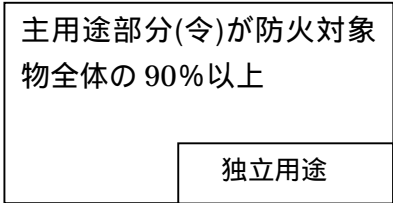
共用される部分の床面積の按分は、次によること。

各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

例示 1

項	例 図	適 用
(2)イ 主用途部分と独立した用途に供される部分が存在している場合	 <p>(独立した用途部分の床面積合計 300 m²未満)</p>	独立した用途部分は、従属部分とみなし、防火対象物全体を当該主用途として取り扱う。

前号イの規定は、令別表第 1 の 2 項二、5 項イ若しくは 6 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は 6 項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）については適用しない。

令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、八又は二の項ごとに決定するものであること。

同一項内のイ、ロ、八又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記 1 によるほか、次により取り扱うものであること。

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

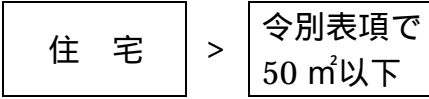
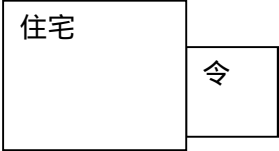
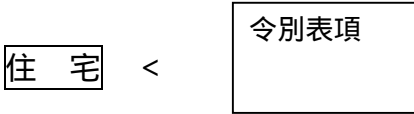
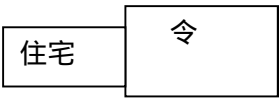
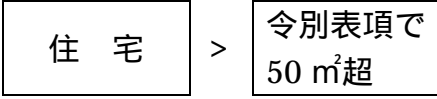
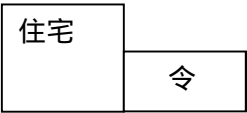
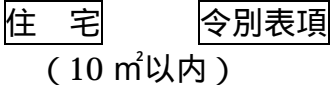
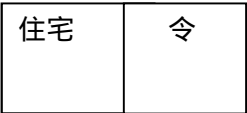
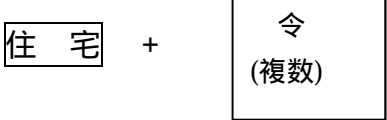
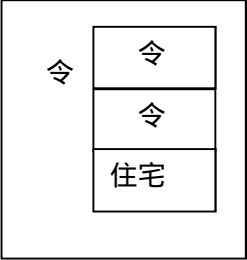
イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、面積の差が 10 m²以内とする。

例示 2

項	例 図	摘 要
(6)ア 		一般住宅
(6)イ 		令別表防火対象物
(6)イ 		令 + 一般住宅の 複合用途防火対 象物
(6)ウ 		令 + 一般住宅の 複合用途防火対 象物
住宅を含む独立した用途に 供される部分が複数の場合 		例示 1 により 主用途防火対象物 (90%以上の項) 又は、複合用途防 火対象物(令(複 数)+一般住宅) の判定を行う。

消防法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項（複合用途防火対象物の取扱い）

前項、第 2 号又は第 6 号により、令別表第 1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第 1 の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（令第 2 章第 3 節を適用する場合に限る。以下同じ。）主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 10 パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 平方メートル未満であること。

例示 3

項	例 図		適 用
複合用途防火対象物の取扱い（特定用途部分が存する場合）	複合用途防火対象物		特定用途部分（建物全体の延べ面積の 10% 以下、かつ、300 m ² 未満）が存しても、(16)項口として取り扱う。
	特定用途以外の部分		
	特定用途以外（独立用途）	特定用途部分（独立用途）	
	延べ面積は、 + + の床面積合計		

前号イの規定は、令別表第 1 の 2 項二、5 項イ若しくは 6 項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は 6 項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）については適用しない。

令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前項第 2 号イ及び同項第 1 号の規定を適用するものであること。

3 一般住宅の存する防火対象物に対する特例基準

一般住宅の用途にのみ供される部分に使用するカーテン等は、防災物品を使用しないことができる。

別 表

区分	(A)	(B)
1 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂
1 項ロ	集会室、会議室、ホール、ロビー、宴会場、結婚式場	食堂、専用駐車場、図書室、展示室
2 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	専用駐車場
2 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、専用駐車場
2 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
2 項ニ	客室、貸出コーナー、娯楽室、事務室、厨房	専用駐車場
3 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
3 項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
4 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
5 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、舞台部、結婚式場、会議室、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
5 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
6 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
6 項ロ・ハ	居室、職員室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、リネン室	売店、専用駐車場
6 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、リネン室	食堂、専用駐車場
7 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、専用駐車場
8 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店、専用駐車場
9 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
9 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
10 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、休憩室、旅行案内所	売店、食堂、専用駐車場
11 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	結婚式場、専用駐車場、宴会場、厨房
12 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療室
12 項ロ	撮影室、舞台部、ホール、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、事務室	売店、食堂、専用駐車場
13 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
13 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
14 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	食堂、専用駐車場
15 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室、物品庫

注 1 本表(A)欄及び(B)欄に列挙されている用途は、当該用途と態様がきわめて類似しているものをそれぞれ含むものとする。